

ID: 1001

担当部署: 町民生活課

処分の概要	騒音等の防止の方法の改善等の命令		
例 規 名 根 拠 条 項	公害防止条例 第42条第2項		
例 規 番 号	昭和46年 宮城県条例第12号		
【基準】			
第42条の規定による。 (改善勧告、改善命令等)			
第42条 知事は、特定事業場から発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定事業場の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。			
2 知事は、第38条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。			
3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。			
4 第1項及び第2項の規定は、第36条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定事業場については、同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第37条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月30日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日